

特集

シンフォニー  
Symphony

## みんな共同参画!!

～ “その人らしさ” について考えてみよう 「LGBT」 ～

今回のシンフォニーでは、「LGBT ～性的少数者～」について、  
当事者・支援者団体として活動されている「レインボーさいたまの会」の方とともに、  
“その人らしさ”について考えてみたいと思います。

そもそも「LGBT」とは…

性的少数者を表す総称のひとつです

L

レズビアン

性自認が女性  
で女性が恋愛  
対象になる  
女性同性愛者

G

ゲイ

性自認が男性  
で男性が恋愛  
対象になる  
男性同性愛者

B

バイセクシュアル

女性も男性も  
恋愛対象になる  
両性愛者

T

トランスジェンダー

生まれた性別と  
自認する性別が  
一致しない人



「レインボーさいたまの会」  
代表 加藤さん

「弟」から、身体上の性別は女性だが、心は男性（トランスジェンダー）と打ち明けられた事をきっかけに活動を開始。自身は会社員。2児の父親でもある。埼玉県内在住。

お話を聞いたのは



「レインボーさいたまの会」  
共同代表 鈴木さん

10代後半にバイセクシュアルであることを自覚。男性とも女性とも交際経験あり。家族は自身の事を理解してくれている。幼稚園児～高校生の4児の母親。埼玉県内在住。

## 「レインボーさいたまの会」について

2018年5月16日設立  
現在の会員数は、当事者、支援者あわせて約100人。  
埼玉県内を中心に「LGBT」に関する啓発活動、イベント企画、自治体等への請願、陳情等を行うとともに、当事者の居場所づくりに努めている。また、新聞やインターネットをはじめとした各種メディアからの取材にも対応。

## 具体的な活動内容等

- ・「LGBT」に関する交流会、当事者とアライ（支援者やLGBTフレンドリーな人を指す言葉）を結ぶ活動。当事者や家族を含めて誰もが参加しやすいイベント等を企画。
- ・当事者とともに、各種勉強会、自治体等への請願、陳情等を行い、「LGBT」に配慮した施策等の検討を依頼。令和元年度には、北本市へも性的少数者への取り組みに関する要望書を提出。

「レインボーさいたまの会」✉ rainbowsaitamanokai@gmail.com



みんな共同参画!!

## ～その人らしさについて考えてみよう「LGBT」～

### ■ LGBTの今について

8.9%

左利きの人の割合と  
同じくらい

**加藤** 日本人のLGBT層

の比率は8.9%というデータがあり、これは左利きの人の割合とほぼ同じといわれています。(※1)

北本市の人口を約7万人とすると、6千人くらいの方が「LGBT」でもおかしくないかもしれないですね。

(※1)電通ダイバーシティ・ラボ「LGBT調査2018」調査対象  
6,229人20～59歳より

### ■ 活動を行っている上で、困難なことはありますか？

**鈴木** 「LGBT」に対する偏見等により、当事者はなかなか声を上げることができません。それにより、当事者が「いない」こととされ、「いる」ことを前提とした環境が整っていないことがよくあります。特に地元ほど声を上げることが難しいと思います。

私は、多様性が尊重される地域で子どもを育てたいと思いますし、私の子ども達の世代にはそれが当たり前になってほしいです。

**加藤** 『LGBT』は少子化につながる」等の誤った認識を持つ人が少なくないため、私達の活動に対して、心無い言葉を投げかけられることもあります。

### ■ 当事者の方の困難について教えてくださいいただけますか？

大切な人の

緊急事態なのに  
何もできない...

**加藤** 社会的な制度の面では、相続、税制、社会保障、住宅、福利厚生、医療場面での同意等、同性等のカップルが、婚姻をしたカップルと同じように対応してもらえないことによる経済的な不利益や社会的な困難が、当然のことながら生じています。

**鈴木** 社会で、「家族」として扱われないことでパートナーに緊急事態が起こったとしても、同性等のパートナーは何もすることができないことがあります。男女間以外にもパートナーの関係性があることを広く知ってほしいです。

認めてもらえる  
それだけで意味がある

**加藤** そういった意味では、北本市が実施している「パートナーシップ宣誓制度(※2)」

は、「カード一枚」ではありますが、このカード一枚が、本人達にとって生きる希望や夢につながります。自分達の存在を、地元の自治体が「認めてくれた」というだけで、非常に大きな意味があると思います。住宅や福利厚生、その他の場面で制度が利用できるようになることは、もちろん必要ですが、それよりも、まず「認められる」こと。それが、当事者にとって生きづらさの解消や生きがいにもなります。

(※2)次ページ下「北本市パートナーシップ宣誓制度とは…」に説明があります。

### ■ パートナーシップ宣誓制度が与える影響としてどのようなことが考えられますか？

**鈴木** 制度がない場合、当事者は地元を離れる、または地元に戻って来ないことが多いです。多様な生き方が尊重される自治体は、「誰もが安心して住み続けられるまち」になるのではないのでしょうか。

**加藤** 過疎化や少子高齢化の問題と同じように「LGBT」についても取り組むことは大切です。制度があることで「どんな人も安心して住み続けられるまち」になり、一度地元を離れた当事者が戻ってくるようになるかもしれません。

### ■ 当事者・支援者の立場として

誰にでも  
「普通」にある  
人権です

**鈴木** パートナーシップ宣誓制度を導入しても、実際に宣誓する人は少ないかも知れませんが、当事者や当事者家族などにとっては制度が導入されることが、大きな励みになります。

**加藤** パートナーシップ制度についての要望等を自治体側に伝える際に、「ウチに当事者はいない。(要望はない)」とか『LGBT』に対する住民の理解が進んでいない。まずは周知・啓発。」等の声をよく聞きます。でも、「LGBT」は、当たり前前に存在する「人権」の問題であると思っています。制度が整い、広がる中で世の中の「理解」が進んでいくのではないのでしょうか。

こんな困難に  
悩むことも  
あります

銀行や  
病院の窓口で...  
本名で呼ばれると  
周囲から不審な目  
で見られる

「家族」でないから  
大切なパートナー  
の最期に立ち合う  
ことができない

アパート  
を借りようと  
したら...  
同性カップルを  
理由に断られた

上司に  
トランス  
ジェンダーと  
打ち明けたら...  
「東京(都会)なら理解が  
進んでいるだろうから、  
そちらへ転職したほうが  
あなたのためだ」  
と言われた

両親に「男  
らしくなさい」  
と厳しく育てられたが...  
ゲイと打ち明けたら、  
実家への出入りを  
禁止されてしまった

差別的な言葉を  
投げかけられるのが  
辛い...

誰もが“その人らしく”生きられる社会へ...  
市内の小・中学生からのメッセージです

それいいね!  
認め合えたら  
気持ちいいね

中丸小学校  
2年生

違うかも  
君と相手の  
感じ方

東小学校  
6年生

だれだって  
生まれた時から  
たからもの

中丸東小学校  
6年生

差別する  
あなたもきっと  
人とちがう

西中学校  
3年生



## 北本市パートナーシップ宣誓制度とは・・・

戸籍上の性別にとらわれず、同性カップルや事実婚の人などが、お互いを人生の大切なパートナーであると宣誓した宣誓書を提出し、北本市がパートナーシップ宣誓証明書や宣誓証明カードを交付するもので、令和2年11月より制度を開始しました。

### 対象

#### 性的少数者のカップル

レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー(LGBT)等に代表される性的少数者等のカップル

#### 事実婚のカップル

事情により婚姻していないカップル



※申請方法等の詳細については、  
北本市人権推進課人権推進・男女共同参画担当

☎ **594-5506** (直通)

までお問合せください。

相談できる場所はある？

相談窓口等については裏面にご案内があります。

## 相談窓口

多様な性に関する悩みを相談できる窓口をご紹介します。

### 専門相談

#### よりそいホットライン (一般社団法人社会的包摂サポートセンター)

☎ 0120-279-338 (24時間、年中無休)

※性的少数者に関する相談は、ガイドンスにそって#4を押してください。

※通話による聞き取りが難しい方は、FAX:0120-773-776をご利用ください。

### その他の相談窓口

以下の相談窓口は専門の相談窓口ではありませんが、相談に応じています。

#### 埼玉県男女共同参画推進センター

☎ 048-600-3800 (月~土、10:00~20:30、祝日・年末年始・第3木曜日を除く)

※ホームページは「With You さいたま」で検索

#### 埼玉県こころの電話 (埼玉県立精神保健福祉センター内)

☎ 048-723-1447 (月~金、9:00~17:00、祝日・年末年始を除く)

#### 埼玉県立総合教育センター よい子の電話教育相談

(県内の小・中・高校生・青少年(原則18歳まで)に関する相談)

子ども用 ☎ #7300 または 0120-86-3192 (24時間、年中無休)

保護者用 ☎ 048-556-0874 (24時間、年中無休)

Eメール相談 ✉ soudan@spec.ed.jp

FAX相談 0120-81-3192 ※Eメール相談・FAX相談の受信確認・返信は平日9:00~17:00



## ひとりで悩まないで相談してみませんか?

### 女性相談

市では様々な悩みを持つ女性を対象にした女性相談を実施しています。

相談日(予約制)

第1・3水曜日 第2月曜日

予約・問合せ

人権推進課 人権推進・男女共同参画担当 ☎ 048-594-5506

●専門の女性相談員が相談に応じます。 ●上記以外の日程でも職員が対応します。

### DV(ドメスティック・バイオレンス)とは…

DVとは、夫婦や恋人など親密な関係にあるパートナーからの暴力を言います。

暴力の形はさまざま、殴る、けるなどの身体的暴力、大声で怒鳴ったり、物にあたるなどの精神的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性行為の強要、避妊に協力しないなどの性的暴力など多岐に渡ります。

DVは決して他人ごとではありません。県の調査では、女性の4人に1人が「パートナーから何らかの暴力を受けたことがある」と回答しています。



## シンフォニーとは



「シンフォニー」とは交響曲のこと。いろいろな楽器が響き合って一つの曲を奏でるように、男女が力を出しあって、調和のとれた男女共同参画社会を創造できるようにと名づけられたものです。

シンフォニー第27号はいかがでしたか?みなさんのご意見・ご感想をお待ちしています。

## 編集協力員募集

「シンフォニー」は市民の編集協力員が企画・編集しています。あなたもシンフォニーをいっしょにつくってみませんか?興味のある方は、

人権推進課 人権推進・男女共同参画担当  
(電話048-594-5506)

までお問合せください。

## シンフォニー

第27号2021年1月発行

〈企画・編集〉 男女共同参画情報紙「シンフォニー」編集協力員  
邨山 真理・小林 聡子・林田 幸子  
〈発行〉 北本市 総務部 人権推進課 人権推進・男女共同参画担当  
〒364-8633 北本市本町1丁目111番地  
TEL:048-591-1111(代表) FAX:048-592-5997



北本市は地球環境に配慮した取り組みを進めています。



S.HAYASHIDA